

## 平成22年度岡山県食品衛生監視指導計画（概要）

食品衛生法第24条第1項の規定により、食の生産から流通・販売に至る安全確保と県民の食に対する安心の拡大を図るため策定する、平成22年度岡山県食品衛生監視指導計画の概要は次のとおりです。

### 記

#### 1 計画の概要

##### （1）重点的に取り組む事項

- ①腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルス対策
- ②広域流通食品等事業者等を対象とした重点監視の強化
- ③食品等試験検査の充実強化
- ④リスクコミュニケーションの充実
- ⑤食品の適正表示指導の強化

##### （2）監視指導の実施体制

- ①計画の実施に必要な監視及び検査の体制を確保します。
- ②国及び近隣自治体との連携による監視指導体制を確保します。
- ③関係部局との連携による総合的な食品の安全確保体制を確保します。

##### （3）監視指導の実施計画

- ①BSEスクリーニング検査については、全頭検査体制を継続します。
- ②ノロウイルス等による食中毒の発生を防止するための対策を講じます。
- ③広域流通食品等事業者に対して、適正な衛生管理、記録の作成・保存、適正な表示、輸入原材料等に係る問題の早期把握と対応に係る体制整備等を徹底するよう指導します。
- ④過去の食中毒や法違反の発生状況、健康被害発生の危険性、発生時の影響等を考慮した効率的な監視指導を実施します。
- ⑤食の安全確保を図るため、残留農薬等の検査項目の拡大や輸入食品検査の強化等試験検査の充実強化を図ります。
- ⑥食品等による緊急事案発生時の流通経路等に係る積極的な情報収集、県内関係施設の実態把握及び回収等の適正指導並びに県民への健康影響等に係る情報提供に努めます。

#### (4) 食品事業者等に対する自主的衛生管理の推進

- ①農林水産部局との連携による生産段階の安全確保に努めるとともに、対象業者の規模、社会的影響を考慮した自主管理体制の促進に努めます。
- ②食品等事業者の自主的な衛生管理を推進するため、製造者等に対するHACCPシステムの導入の推進を図ります。
- ③食品事業者等の企業倫理の向上を図るため、食品衛生指導員と協働を進めます。

#### (5) リスクコミュニケーションの充実

- ①民間組織等との協働により、食の安全に係るリスクコミュニケーションの推進に努めます。
- ②各種媒体等を活用し、消費者、食品事業者等に対して食の安全に係る情報の積極的提供に努めます。
- ③食の安全に対する科学的知見に基づいた正しい理解を広めるため、地域におけるリスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーターの育成に努めます。

### 2 監視結果の公表

監視指導結果は、食品衛生法第24条第5項の規定より、公表します。

また、緊急性を要するもの等については、その都度公表し、安全確保に努めます。

### 3 その他

この計画は、岡山県食の安全の確保及び食育の推進に関する条例の規定に基づき策定した「岡山県食の安全・安心推進計画」の食品衛生に関する具体的な行動計画です。